

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年1月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却又は破碎による処分を行う施設に搬入しようとする場合にあつては、条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部循環企画課)